

警報発令に伴う臨時休業について

京都府立峰山高等学校

警報発令に伴う臨時休業に関する規定を下記のとおりとする。

記

京丹後市に、午前6時の時点で大雨、洪水、暴風、暴風雪、津波（大津波・津波）警報のうち、1つ以上が発令されているときは自宅待機とする。

午前6時以後から始業時（午前8時40分）までの時間帯に、上記の警報が発令された場合も同様とする。

午前10時の時点で上記警報が解除されているときは、午後からは平常授業とする。解除されていない場合は、午後からも臨時休業とする。

その他、校長が必要と認めたとき、臨時休業をする場合もある。

（附則）

この規定は、平成23年11月1日より施行する。

- ※注①：京丹後市には警報が発令されていないが、居住している地域に警報が発令されている場合には、該当生徒は上記の臨時休業の規定によるものとする。
- ②：丹後地域または京都府北部に警報が発令されていても、京丹後市に発令されていないことがあるので注意すること。
- ③：午後から平常授業の場合は、SHR（午後1時15分）に間に合うように登校すること。